

主張

2017年
7月国連総会
において国連
加盟国の6割
に当たる12

2か国・地域の賛成で採
択された核兵器禁止条
約は、10月25日に批准国
が50か国となり、90

日後に当たる202
1年1月22日に発
効することになった。

この条約は、米露
中英仏5か国だけに
核保有を認めている

核不拡散条約とは違い、
核兵器そのものを違法と
した初めての国際条約で
ある。核兵器全廃に向け
て、その前文では「被爆
者の受け入れがたい苦し
みに留意する」と明記し、
被爆者や核実験被害者の

苦痛に触れ、核兵器の非
人道性を厳しく告発して
いる。核兵器の使用のみ
ならず、その開発、実験、
生産、保有や「使用する」
という威嚇までを包括的
に禁止し、核兵器全廃ま
での枠組みと道筋を示し

ず、条約発効に反発して
いる。特に米国は批准国
に対してその撤回を迫る
書簡を送り、条約を批准
しないよう圧力をかけて
いたことが発覚している。
これは核保有国の焦りの
表れであり、さらに批准

止条約批准国の運用状況
の検討会議は、2015
年の前回会議以来軍縮に
ついての進捗がほとんど
ない中、今回も延期され、
核保有国と非保有国との
溝はなかなか埋まらない。
しかし、そのような状況

三重協会が加盟する
保団連の開業医宣言には
「平和の希求」という項
目がある。そこには「人
命を守る医師はいかなる
戦争をも容認できない。
憲法の理念を体して平和
を待たず動きに反対し、

核兵器を違法とする核兵器 禁止条約の発効を歓迎する

た画期的なものである。

米露中英仏の核保有
5か国とNATO同盟国
や日本や韓国などの米国
の「核の傘」に頼る国お
よびイスラエル、インド、
パキスタン、北朝鮮の核
保有国は参加しておら

国が多くなれば、この条
約発効で核保有国の核
軍縮や廃絶に向けた枠組
み参加への大きな圧力と
なるに違いない。
核軍縮を目指す世界の
枠組みと道筋には課題が
山積している。核拡散防

で核兵器禁止条約発効
は大きな意義を持つ。核
兵器廃絶に向けての新し
い国際規範を背景に、核
保有国に対して核兵器全
廃を迫るには、国際的な
世論と運動を大きくして
いくことが不可欠である。

禁止条約に背を向けず、
核兵器が安全保障を強
化するという考えから脱
却し、速やかに核兵器禁
止条約を批准すべく、会
員や国民の皆さんと一緒
に核兵器廃絶を訴え続
けることが大事である。